

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては浸水の恐れがある地域は少ないものの、一部の地域で0.5m未満の浸水が予想されているほか、ごく僅かの地域では1m以上の浸水も予想されている。

(土砂災害)

当町のハザードマップによると、西大路地区や東桜谷地区の山間部では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている地域があり、土砂災害が生じる恐れがあるが、指定されている地域はいずれも商工業を営む者はほとんど居ない。

(地震)

滋賀県の地震被害想定および地震調査研究推進本部によると、当町に影響の大きい地震被害想定として鈴鹿西縁断層帯、南海トラフ巨大地震があげられており、それぞれの今後30年以内の発生確率および地震の規模は次のとおりである。

- ・鈴鹿西縁断層帯 (確率) 0.08~0.2%、(規模) M7.6程度
- ・南海トラフ巨大地震 (確率) 70%~80%程度、(規模) M8~M9クラス

(その他)

当町の日野川流域の出雲川ではこれまでも幾度か水害に見舞われてきた。特に平成25年の台風18号では、当町に特別警報が発表され、出雲川が越水し一部地域では床下浸水による被害を受けた。また、西大路地区の山間部では、大量に降った雨が家屋に流入するなど大きな被害をもたらした。この台風による人的被害はなかったが、床下浸水等の住家被害や土砂崩れ、法面の崩壊等多大な被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 797人
- ・小規模事業者数 678人

【内訳】

	業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	156	各地区に分散している
	製造業	140	日野第一・第二工業団地に集中
	卸売業	40	中心市街地に多い
	小売業	171	小規模店は各地域に点在するが、多くが中心市街地に多い
	飲食業	58	中心市街地に多い
	サービス業	199	中心市街地に多い
	その他	33	中心市街地に多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災協定の締結（災害時の物資調達協定）

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日野町が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、当会または当町から速やかに県（商工観光労働部中小企業支援課）へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成28年に締結した「災害時における生活物資の調達等に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行

政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は平成28年「日野町商工会危機管理マニュアル」を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が提携を結ぶあいおいニッセイ同和損保（株）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)日野町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

震度4以上の地震が発生した場合や風水害により災害が発生、または発生する恐れがある場合は速やかに職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後など安全な気象状況になってから出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内の10%程度（約80件）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内の1%程度（約8件）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、または交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内の1%程度（約8件）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内の0.1%程度（1件）の事業所で、「床上浸水」、

	「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

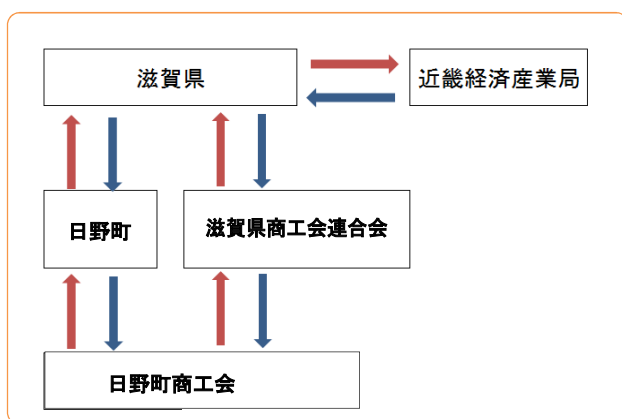
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日	1日に2回共有する
4日目～1週間	1日に1回共有する
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当町より県（商工観光労働部中小企業支援課）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、日野町災害対策本部の経済班と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

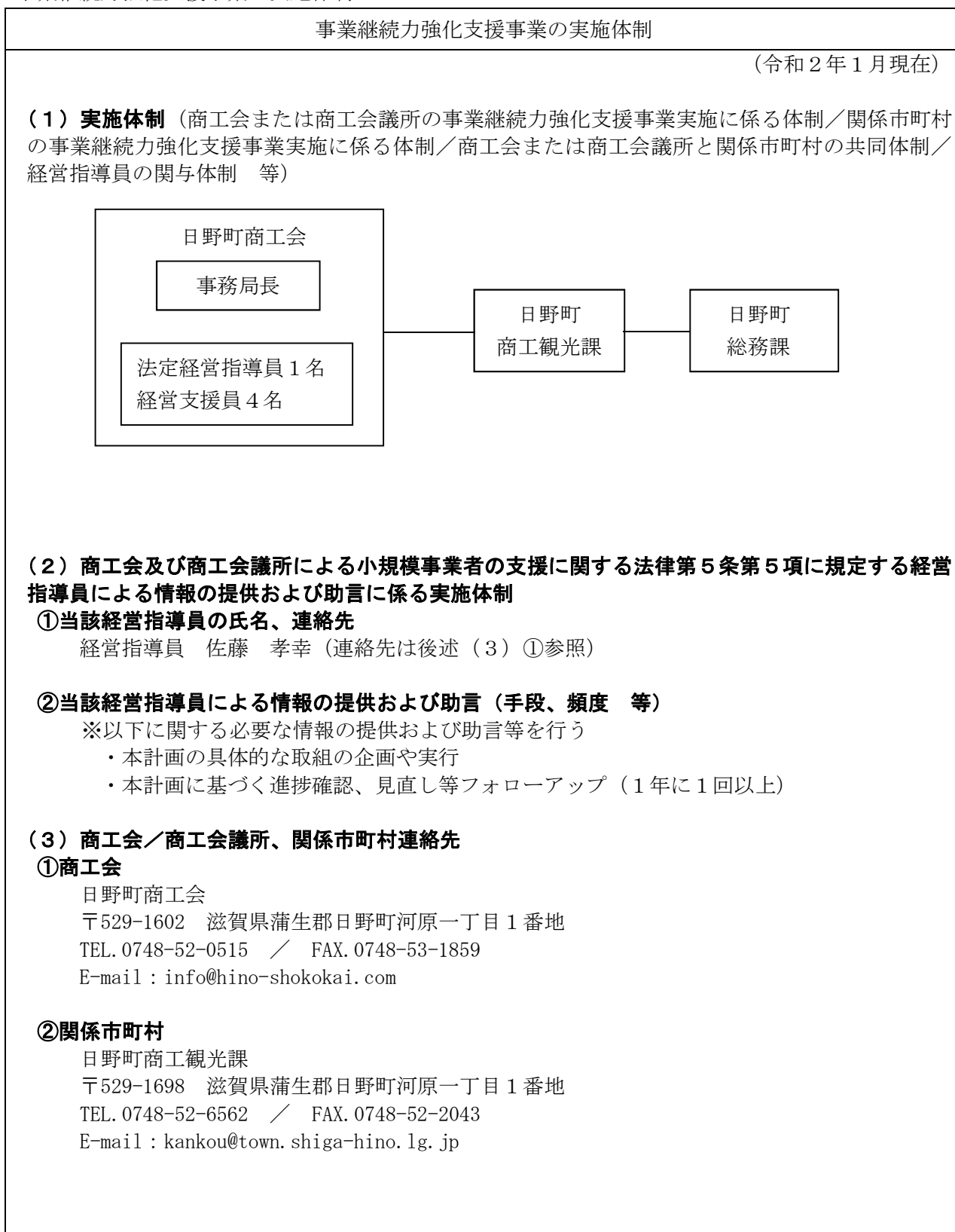
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会および当町の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県（商工観光労働部中小企業支援課）へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日野町補助金、滋賀県補助金（経営発達支援計画および子業継続力強化支援推進事業費）等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

